

郡山市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

平成29年 3月14日制定

平成30年 9月20日一部改正

平成30年12月13日一部改正

令和元年12月10日一部改正

令和 2年 4月20日一部改正

令和 3年 3月17日一部改正

令和 4年 4月15日一部改正

[こども部こども家庭支援課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していないことにより希望する就業が困難であること及び安定した就業が難しいことに鑑み、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において予算の範囲内で給付金を支給することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）によるほか、次に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭の親 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の配偶者のない女子及び配偶者のない男子で次号に該当する者を扶養しているものをいう。
- (2) ひとり親家庭の児童 前号に該当する者に扶養されている第8条の規定による申請の時に20歳未満の者をいう。
- (3) 受講開始日 受講修了時に次条に定める給付金の給付対象となる講座の受講を開始する日をいう。
- (4) 実施要綱 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について（平成27年4月10日付け雇児発0410第5号）別紙ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱をいう。

(給付金の種類)

第3条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 受講開始時給付金 給付金の支給の対象者（以下「支給対象者」という。）が対象講座の受講を開始した際に支給する給付金
- (2) 受講修了時給付金 給付金の支給の対象者が対象講座の受講を修了した際に支給する給付金
- (3) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金

(支給の条件)

第4条 支給対象者は、第8条の規定による申請の時から前条の給付金の支給を受けるまで市内に居住するひとり親家庭の親又はその児童であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当法（昭和36年法律第 238 号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は適用しない。）
- (2) 給付金の支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (3) 過去にこの要綱に基づく給付金又は他の地方公共団体において趣旨を同じくする他の制度を利用していないこと。
- (4) 高等学校卒業者、大学入学資格検定合格者、高卒認定試験合格者等既に大学入学資格を取得していないこと。

2 給付金は、本市に対し実施要綱に基づく本事業に係る国庫補助金の交付決定がされた場合に支給するものとする。

（対象講座）

第 5 条 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指すための講座（通信制講座を含む。）とし、自立が効果的に図られると認められる場合等市長が適当と認めたものとする。ただし、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 3 条に規定する高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

2 事業の給付金の支給を受けようとする者が、過去に高卒認定試験を受け一部の試験科目に合格している等高卒認定試験の試験科目の免除を受けることができる場合は、必要最小限の科目についての講座を対象とする。

（支給額等）

第 6 条 給付金の支給額は、次のとおりとする。

(1) 受講開始時給付金 受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のためにひとり親家庭の親が支払った費用の30パーセントに相当する額とする。ただし、その30パーセントに相当する額が7万5千円を超える場合の支給額は7万5千円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 受講修了時給付金 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のためにひとり親家庭の親が支払った入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する経費は除く。以下同じ。）の40パーセントに相当する額から同条1号として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計が10万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(3) 合格時給付金 合格時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のためにひとり親家庭の親が支払った入学料及び受講料の20パーセントに相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は、15万円を限度とする。

(4) 経過措置

ア 令和2年3月31日までに修了した講座に係る同条第2号の受講修了時給付金及び同条第3号の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同条第2号の「40パーセントに相当する額から同条1号として支給した額を差し引いた額」を20パーセントに相当す

る額に、同条第3号の20パーセントに相当する額を40パーセントに相当する額に読み替えて支給するものとする。

イ 令和4年3月31日までに修了した講座に係る同条第2号の受講修了時給付金及び同条第3号の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同条第2号の「40パーセントから同条1号として支給した割合を差し引いた割合」を「40パーセント」に、同条第3号の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。

(事前相談)

第7条 市長は、給付金の支給を受けようとする者から給付金を受けることについて相談があった場合は、給付金の支給を受けようとする者の受給要件について質問等を行うほか、職業生活の展望等について確認し、受講の必要性について把握するものとする。

(受講資格の確認に関する手続等)

第8条 給付金の支給を受けようとする者は、受講開始日以前にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(第1号様式。以下「受講対象講座指定申請書」という。)により申請するものとする。

2 受講対象講座指定申請書には、次の書類を添付するものとする。ただし、市長が添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することについて給付金の支給を受けようとする者が同意したときは、市長は、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本

(2) ひとり親家庭の親及びその児童と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し

(3) ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当の支給を受けている者である場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又はひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

3 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合は、速やかに、対象者の受給要件の審査を行い、対象講座の指定の可否を決定し、遅滞なく、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書(第2号様式。以下「受講対象講座指定通知書」という。)により申請者に通知する。

(支給申請)

第9条 給付金の交付の申請をしようとする者(給付金の支給を受けようとする者がひとり親家庭の児童であるときは、当該ひとり親家庭の親。以下「申請者」という。)は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書(第3号様式。以下「支給申請書」という。)に、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、市長が添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することについて申請者が同意したときは、市長は、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 受講開始時給付金

ア 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本

イ 世帯全員の住民票の写し

ウ 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

エ 受講対象講座指定通知書

オ 受講施設の長がひとり親家庭の親が支払った経費について発行した領収書

(2) 受講修了時給付金

ア ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本

イ ひとり親家庭の親及びその児童と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し

ウ ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当の支給を受けている者である場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又はひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

エ 受講施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

オ 受講施設の長がひとり親家庭の親が支払った経費について発行した領収書

(3) 合格時給付金

ア ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本

イ ひとり親家庭の親及びその児童と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し

ウ ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当の支給を受けている者である場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又はひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

エ 文部科学省が発行する合格証書の写し

2 給付金の申請の期限は、それぞれ次のとおりとする。ただし、申請者が当該期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 受講開始時給付金 受講開始日から起算して30日以内

(2) 受講終了時給付金 受講終了日から起算して30日以内

(3) 合格時給付金 合格証書に記載されている日付から起算して40日以内

(支給決定)

第10条 市長は、前条の規定による給付金の支給の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容が適正であるかについて調査し、給付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により給付金の支給の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給決定を取り消したときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給取消通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金返還命令書（第6号様式）により、既に支給している給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に当たり、定めのない事項は実施要綱の例により実施するものとし、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月20日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月13日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月10日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月17日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 受講対象講座指定申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

- 3 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 受講対象講座指定申請、受講開始時給付金申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税

義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

第1号様式（第8条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

年 月 日

郡山市長

申請者氏名

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	-----		(歳)
②氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	-----		(歳)
③住所	(〒 -)		電話 () -
④受講施設の名称	⑤講座の名称		
⑥受講科目	1 5	2 6	3 7 4 8
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円		合計額 円
⑩過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが		ある・ない
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等 (注意の8参照)	フリガナ	生年月日	年
	-----		月 日生 (歳)
	住所(別居の場合)		
申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない			
<p>確認の審査に当たり、必要が生じた場合には、私及び私の子の戸籍、私及び私と同一世帯に属する者の所得並びに児童扶養手当の受給状況について郡山市が保有する個人情報を利用することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p>			

注意

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の30パーセント相当額（7万5千円を限度）です。
- 3 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の40パーセント相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。ただし、当該額が、4千円を超えない場合は受講給付金の支給は行いません。
- 4 合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の20パーセント相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。
- 5 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目又は過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目です。
- 6 所要費用については、標準的な予定される金額を記入してください。なお、給付金の支給に当たっては、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 7 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 8 本事業の給付金の支給を受けるためには、受講開始時給付金については受講開始日から30日以内に、受講修了時給付金については受講施設から受講修了の証明を受け受講修了の日から30日以内に、合格時給付金については文部科学省が発行する合格証書の写しを合格証書に記載されている日から40日以内に、あらためて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 9 「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）

第2号様式（第8条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

①氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)		電話 () -
④受講施設の名称			
⑤講座の名称			
⑥受講科目	1 5	2 6	3 7 4 8
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
備考			

年 月 日付けであなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

郡山市長



注意

- 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の30パーセント相当額（7万5千円を限度）です。
- 3 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の40パーセント相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始給付金と併せて10万円を限度）です。ただし、当該額が、4千円を超えない場合は受講給付金の支給は行いません。
- 4 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の20パーセント相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。
- 5 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目又は過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目です。
- 6 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 7 受講対象講座の指定後、対象講座の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 8 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。

第3号様式（第9条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 氏名

受講修了時給付金 ・ 合格時給付金 の支給を受けたいので、次のとおり申請します。
※いずれかに○をつけること。

①氏名 (申請者)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日 (歳)
②氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日 (歳)
③住所	(〒 -)		電話 () -
④受講施設の名称		⑤講座の名称	
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8		
⑦試験を免除できる科目			
⑧受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑩希望する支払金融機関	金融機関名：		口座の種類：普通・当座・その他
	支店名：		口座番号：
	口座名義 (フリガナ)：		
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等 (注意5参照)	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない		
確認の審査に当たり、必要が生じた場合には、私及び私の子の戸籍、私及び私と同一世帯に属する者の所得並びに児童扶養手当の受給状況について郡山市が保有する個人情報を利用することに同意します。			
申請者氏名			

注意

- 1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。
- 2 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入
学料、受講料を記入してください。
- 3 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 4 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内で
す。
- 5 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎と
なった入学料及び受講料を記入してください。
- 6 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目及び過去に
高卒認定試験で一部科目に合格している科目です。
- 7 「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にす
る子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。
(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)

第 号
年 月 日

様

郡山市長



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給決定通知書

年 月 日付けであなたから申請のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、下記のとおり支給を決定しましたので通知します。

記

- 1 この給付金の給付の対象となる事業及び経費並びに給付金の額は、次のとおりです。

給付金の種類	給付対象経費	給付金の額

- 2 虚偽の申請その他不正な行為があった場合には、この給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に支給された給付金があるときは、その返還を命ずることがあります。

第 号
年 月 日

様

郡山市長



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定したひとり親家庭高等学校卒業程度認定
試験合格支援事業給付金の支給については、下記理由により取り消します。

記

取り消しの理由

第 号
年 月 日

様

郡山市長



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金返還命令書

年 月 日付け 第 号により決定したひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金について、下記のとおり返還を命じます。

記

返還額 金 円

返還金については、別に市が発行する納入通知書により納付すること。